

事務連絡  
平成25年4月1日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

登録認定機関における認定業務の追加について

消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該設備等の技術基準に適合することの認定の業務については、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の4第1項の規定により、登録認定機関として登録された法人が行うとされているところです。

今般、登録認定機関である日本消防検定協会から認定品目の追加の届出がなされたことに伴い、下記のとおりお知らせします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 登録を受けている法人の名称  
日本消防検定協会
- 2 日本消防検定協会が実施する認定業務に追加される消防用設備等又はこれらの部分である機械器具  
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備
- 3 上記認定業務を開始する日  
平成25年4月1日

(参考)

日本消防検定協会が認定業務を行う消防用設備等又はこれらの部分である機械器具

- (1) 自動火災報知設備の地区音響装置
- (2) 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン
- (3) 非常警報設備の放送設備
- (4) パッケージ型自動消火設備
- (5) 総合操作盤
- (6) 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備

担当 消防庁予防課行政係 小鍋主幹・勝沼  
Tel (03) 5253-7523 Fax (03) 5253-7533  
e-mail [y.katsunuma@soumu.go.jp](mailto:y.katsunuma@soumu.go.jp)